

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

Q．祖父母から教育資金を一括贈与された場合の非課税制度について教えてください。

A．直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合には、贈与税の非課税制度があります。

1．制度の概要

教育資金の一括贈与時の非課税

平成25年 4月 1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるために金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から 信託受益権を付与された場合、 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下、これら ~ の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

教育資金口座に係る契約の終了時の課税

受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額^(*1)から教育資金支出額^(*2)（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

^(*1)「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

^(*2)「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において教育資金として支払われた事実が領

収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

2．一括贈与時に非課税の適用を受けるための申告手続

教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書とその口座の開設等を行った金融機関等^(*3)の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。）

^(*3)金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等、証券会社をいいます。

3．教育資金の払出し及び教育資金の支払

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類等を次の(1)又は(2)の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

(1)教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払い出す方法を選択した場合

領収書等に記載された支払年月日から 1年を経過する日

(2) (1)以外の方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3月15日

* 上記(1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。選択をした後は、その後において選択の変更はできません。

* 上記(2)を選択した場合には、その年中に払い出した金額の合計が教育資金支払額（制度の概要(2) ^(*2)）の限度となります。

教育資金とは？

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
学用品の購入費や、修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。

イ. 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの

教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術

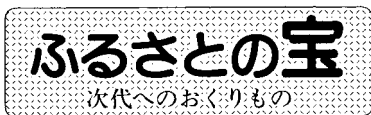
に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

の役務の提供又はの指導で使用する物品の購入に要する金銭

ロ. イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの

(1)の に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)



201

—誰もがその人らしく生き抜く 長寿社会の実現を目指して—

「長野県シニア大学松本学部」

シニア大学の取り組みは県下10ヶ所で開催されています。中信地域の拠点となるシニア大学松本学部は昭和53年に開校され本年度で38期を数え、延べ約9000名の卒業生を送り出しました。概ね60歳以上のシニア世代が生涯の仲間作りや幅広い教養と地域活動について学び、新たな生き甲斐作りに役立っております。

多くの人は定年を迎え職場を退職すると、会社の仲間との付き合いがなくなり孤独になりやすいとされています。自宅に籠もっていても精神衛生上も良くありません。だから仲間作りは大切なことです。還暦を過ぎ、自分の時間を持てるようになった時に、健康や趣味など同じ価値観を持った仲間に出会うことが出来る貴重な機会をシニア大学は提供しています。(大沢利充編集委員)

.....平成27年度募集要綱.....

【学習内容】

学習期間は2年間。年間の学習日数は概ね16日(1日4時間)

学習会場は松本合同庁舎又は松本市総合社会福祉センターとなります。

実践講座

ボランティア活動の考え方とその体験・仲間

作りについての講座等

教養講座

政治経済から郷土の自然、歴史、文化、医療、健康などの講座等

実技講座

趣味(選択講座)と健康作りを行う講座等

【学生募集要項】

募集資格

入学資格は概ね60歳以上の県内在住者。

募集人数 300人

申込期間 平成27年 2月 2日(月)～ 2月27日(金)

申込先

松本保健福祉事務所福祉課(電話：0263-40-1911/住所：松本市島立1020松本合同庁舎内)又は居住地の市役所・町村役場

.....賛助会員を募集.....

こうしたシニア大学の取り組みは長野県長寿社会開発センターが主催しています。センターの事業として賛助会活動があり、賛助会員はセンターでの活動のご理解とご支援をしていただくとともに、自らも健康づくりやボランティアによる地域社会貢献等を行っていただきます。現在、賛助会員を大募集しております。

(お問い合わせは、上記の松本保健福祉事務所福祉課までお願いいたします。)